

清 掃 事 業 概 要

令和 5 年度

(令和 4 年度実績)

常滑市市民生活部生活環境課

目 次

1. 常滑市の概要	2
(1) 沿革	2
(2) 市勢	2
2. 清掃事業の沿革	3
3. 事務分掌及び職員状況	6
(1) 事務分掌	6
(2) 職員状況	6
4. 清掃施設	7
(1) 一般廃棄物最終処分場（埋立処理施設）	7
(2) 中部知多衛生組合	7
(3) 知多南部広域環境組合	8
5. 予算及び決算	9
(1) 令和5年度予算	9
(2) 令和4年度決算	10
6. ごみ処理事業	12
(1) 分別収集 4大区分 21分別	12
(2) 持込ごみ（自己搬入、許可業者）	13
(3) ごみ収集状況	16
7. ごみ減量化推進事業	18
(1) ごみの分別収集	18
(2) 指定ごみ袋制（もえるごみ）	20
(3) 家庭ごみ有料化	20
(4) 資源ごみ回収団体報奨金制度	20
(5) 生ごみ減容機器設置報奨金制度	20
(6) アスパの無料配布	21
(7) 常滑市公共施設養子縁組制度（アダプト・プログラム）	22
(8) 資源回収ステーションでの資源回収	22
8. し尿・浄化槽処理事業	24
(1) 収集体制	24
(2) 汲取料金	24
(3) 収集車両及び作業人員	24
(4) し尿及び浄化槽汚泥収集処理状況	24
(5) 合併処理浄化槽設置整備事業補助金	24

1. 常滑市の概要

(1) 沿革

本市は昭和 29 年 4 月 1 日、常滑町、鬼崎町、西浦町、大野町及び三和村の 4 町 1 村が合併して誕生しました。

その後、南部に隣接した小鈴谷町のうち、大谷、小鈴谷、広目及び坂井の 4 地区が昭和 32 年 3 月 31 日に市域に加わり、現在の常滑市となりました。

以前の歴史を探ると、昔、漁労の民が海岸沿いに、あるいは海を渡って当地に住みついたと想像されます。平安時代後期の和名抄には知多贄代郷の地と記されており、永正 4 年（1507 年）の宗長宇津山記には「伊勢の国多気より大湊に出で、尾張の国知多郡常滑という津に渡る」とあります。戦国時代を経て江戸時代には尾張藩の治下にあり、維新後は名古屋藩、額田県そして愛知県に属しました。

本市の地名「常滑」については、万葉集にも用例があり、「常」は床の義をとり、「滑」は滑らかの義にとるのが妥当であるとされています。古くから、当地は粘土層の露出が多く、その性質は滑らかになっており、この粘土層全体をも「とこなめ」と呼ぶ習俗を生んだものとされています。

(2) 市勢

常滑市役所

所在地	常滑市飛香台 3 丁目 3 番地の 5
位置	東経 136 度 51 分 北緯 34 度 53 分
面積	55.90km ² (R5.3.31 現在) 〔東西 6.0km〕 〔南北 15.0km〕
世帯及び人口	世帯 25,439 世帯 人口 58,472 人 (R5.3.31 現在)

2. 清掃事業の沿革

- S29. 4. 1 ごみ収集運搬杉江常利氏に委託
29. 7. 1 多屋・西之口地区のごみ収集運搬を浅野倉市氏に委託（～S31. 3. 31）
30. 7. 26 大野地区のごみ収集運搬を竹内丈平氏に委託（～S31. 7. 25）
30. 7. 27 し尿汲取りを業者（竹内丈平氏、平村圭正氏）に委託
31. 4. 1 多屋・西之口地区のごみ収集運搬を伊藤幾之助氏に委託
31. 5. 1 大野地区のごみ収集運搬を皆川庄一氏に委託
31. 5. 1 し尿汲取り業者を竹内丈平氏から皆川庄一氏に変更
32. 4. 1 市内全域のごみ収集運搬を杉江氏一社に委託
33. し尿収集運搬にバキューム車を導入
36. 7. 24 中部知多衛生組合発足
37. 9. 11 常滑武豊衛生組合発足
38. 6. 30 ごみ処理場竣工（自然通風式及び強制通風式固定バッチ炉 30 t / 8H×1 基）
38. 9. 10 し尿処理場竣工（135 kℓ/日 乙槽加温式消化法）
43. 11. 30 ごみ処理場増設工事竣工（5 t / 8×2 基）
49. 3. 15 ごみ処理場竣工（全連続燃焼式機械炉 75 t / 24H×2 基）
49. 3. 15 し尿処理場竣工（200 kℓ/日 湿式酸化方式）
49. 10. 31 ごみ処理場（30 t / 8H×1 基）撤去完了
51. 3. 31 ごみ処理場（5 t / 8H×2 基）撤去完了
53. 12. 1 ごみ収集用紙袋の斡旋事業を常滑市農協に委託
59. 4. 一般廃棄物最終処分場（樽水蓮ヶ池地内）供用開始（埋立容量 70,000m³ 埋立期間 5 年）
61. 2. 28 し尿処理場新築工事竣工（220 kℓ/日 低希釈二段活性汚泥法+高度処理）
H 1. 3. 25 粗大ごみ処理施設竣工（回転式横型破碎機）
2. 2. 28 ごみ処理施設竣工（全連続燃焼式機械炉 75 t / 24H×2 基）
2. 4. 1 ごみ処理場施設名称を「クリーンセンター常武」とする。
3. 3. 20 常滑市一般廃棄物最終処分場（樽水奥平地内）竣工
4. 4. 1 可燃性粗大ごみ切断機稼動（切断式破碎機・ウイング刃付）
5. 5. 1 生ごみ減容機器設置報奨金制度スタート
5. 11. 1 ごみの分別収集大野地区でスタート
6. 4. 1 ごみ処理手数料の徴収施行（事業系一般廃棄物 60 円／10kg）
6. 8. 31 資源物ストックヤード（舗装工事）竣工
8. 3. 31 資源物ストックヤード（上屋・休憩室）竣工
8. 12. 1 生ごみ減容機器設置報奨金対象機器に電動式生ごみ処理機を追加
9. 1. 13 アルミスチール容器、無色茶色その他容器の保管施設として厚生省の指定を受ける（クリーンセンタースtockヤード）
10. 10. 7 ごみの分別収集市内全地区で実施
11. 10. 18 ペットボトル専用ストックヤード竣工

- H11. 11. 1 ペットボトルの分別収集市内全地区でスタート
- 12. 3. 25 クリーンセンター常武ダイオキシン類抑制恒久削減対策整備事業として高度排ガス処理施設及び灰固形化施設竣工
- 12. 10. 2 指定ごみ袋制（もえるごみ）市内全地区でスタート
- 14. 3. 「常滑市ごみ処理基本計画」策定
- 14. 4. 1 常滑武豊衛生組合手数料条例の改正（事業系一般廃棄物 100 円／10kg）
- 17. 11. 1 常滑市公共施設養子縁組制度（アダプト・プログラム）スタート
- 18. 2. 1 プラスチック製容器包装、紙製容器包装の分別収集市内全地区でスタート
- 21. 2. 1 市内 12 店舗でレジ袋有料化スタート
- 22. 4. 1 知多南部広域環境組合発足
- 23. 7. 1 常滑武豊衛生組合手数料条例の改正（事業系一般廃棄物 130 円／10kg）
- 23. 12. 1 資源回収ステーション開設（常滑市新開町 2 丁目地内）
- 24. 3. 16 「常滑市ごみ減量化推進計画 2012」策定
- 24. 4. 1 生ごみ減容機器設置報奨金対象機器に E M ぼかし容器を追加し、交付金額、交付限度額及び台数を変更
- 24. 10. 1 家庭ごみ有料化スタート
- 25. 5. 1 資源回収ステーションで小型家電の回収を開始
- 25. 9. 1 資源回収ステーションで家庭用パソコンの回収を開始
- 26. 4. 1 特小サイズ（10ℓ）の指定ごみ袋の販売開始
小型家電回収 BOX を市役所に設置
- 26. 12. 1 資源回収ステーション移設（常滑市新開町 6 丁目地内）、回収品目を追加（金属製粗大ごみ、食用油、鉱物油、バッテリー）
- 27. 4. 1 家庭系一般廃棄物収集運搬許可業の運用開始
- 27. 6. 1 小型家電回収 BOX を青海・南陵公民館、市民交流センターに設置
- 27. 7. 1 刈草・剪定枝の分別収集を開始（7～12 月の 6 ヶ月間実施）
- 28. 1. 1 生ごみ減容機器設置報奨金対象機器にキエーロを追加
- 28. 4. 1 合併処理浄化槽設置整備事業補助金を開始
常滑武豊衛生組合手数料条例の改正（事業系一般廃棄物 160 円／10kg）
- 28. 7. 1 資源回収ステーションにて回収品目を追加（木製粗大ごみ）
- 28. 12. 1 ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の提供を開始
- 29. 3. 1 「常滑市ごみ処理基本計画」、「常滑市ごみ減量化推進計画 2017」策定
- 30. 1. 26 「常滑市災害廃棄物処理計画」策定
- 30. 4. 1 その他紙類の分別収集を開始
- 30. 4. 1 資源回収ステーションにて回収品目を追加（その他紙類、刈草・剪定枝）
常滑武豊衛生組合手数料条例の改正（家庭系一般廃棄物 100 円／10kg）
- R 1. 7. 3 単独処理浄化槽の撤去費、宅内配管工事費の補助を開始

- R 2. 4. 1 もえないごみ及び資源物集積場維持管理業務をシルバー人材センターに委託
- 4. 3. 31 クリーンセンター常武閉鎖
- 4. 4. 1 知多南部広域環境センター【愛称：ゆめくりん】ごみの受入開始
- 4. 4. 1 資源回収ステーションでスプリング入りマットレスの回収開始
- 4. 7. 20 常滑市と中部国際空港におけるペットボトルの水平リサイクル推進に向けた連携協定の締結
- 5. 3. 30 「常滑市ごみ処理基本計画」の見直し及び「常滑市ごみ減量化推進計画 2023」の策定

3. 事務分掌及び職員状況

(1) 事務分掌

生活環境課

環境衛生	・一般廃棄物処理対策の企画及び調整に関する事。 ・一般廃棄物の処理に関する事。 ・廃棄物の使用料及び手数料に関する事。 ・し尿の処理に関する事。 ・浄化槽の設置及び管理指導に関する事。 ・火葬場の管理及び墓地（高坂墓園を除く。）に関する事。 ・狂犬病予防及び畜犬登録に関する事。 ・犬及び猫の死体処理並びにそ族、昆虫等の駆除に関する事。 ・中部知多衛生組合、常滑武豊衛生組合及び知多南部広域環境組合との連絡調整に関する事。 ・環境美化に関する事。 ・専用水道及び簡易専用水道等の衛生に関する事。 ・ごみの減量化及び資源化に係る施策の実施並びに思想の普及及び啓発に関する事。
環境保全	・環境保全対策の企画及び調整に関する事。 ・公害の調査及び測定に関する事。 ・公害防止協定に関する事。 ・公害関係法等に基づく特定工場の届出の受理及び調査確認に関する事。 ・生活排水対策の普及及び啓発に関する事。 ・生活環境の苦情相談に関する事。 ・再生可能エネルギーの普及及び啓発に関する事。 ・空き地の適正な管理指導に関する事。 ・土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する事。 ・自然公園法に関する事。

(2) 職員状況 (R5.3.31 現在)

・生活環境課

課長、課長補佐 1 人、主任主査 1 人、主任 1 人、主事 3 人、運転手職長 1 人、用務員主任 1 人

・派遣

中部知多衛生組合 場長（課付課長）、課長補佐 1 人
知多南部広域環境組合 課長補佐 1 人

4. 清掃施設

(1) 一般廃棄物最終処分場（埋立処理施設）

所在地	常滑市樽水字奥平地内 平成2年7月着工 平成3年3月竣工 平成3年度使用開始		
敷地面積	25,500 m ²		
埋立面積	18,000 m ²		
全体容量	95,500m ³		
残余容量	35,113m ³ (R5.3.31 現在)		
埋立工法	サンドイッチ工法	準好気性埋立	
埋立予定期間	令和21年3月まで		
汚水処理能力	80m ³ /日		
汚水処理方法	接触バッキ⇒凝集沈澱⇒砂ろ過⇒活性炭吸着		
事業費	平成元年度（整備計画）	22,594 千円	
	平成2年度（実施）	724,441 千円	

日常生活より排出された不燃ごみ（陶器、ガラス類など）は、この施設で埋立処分します。処分場から浸出する汚水は、浸出水処理施設で水質汚濁の原因とならないよう処理します。

(2) 中部知多衛生組合

所在地	知多郡武豊町字壱町田 90 番地の 10 （TEL 0569-72-0876）		
敷地面積	17,335.00 m ²		
建築面積	4,815.52 m ²		
分担率	施設運営	投入量割 100/100	
	施設増設	均等割 10/100 人口割 90/100	

し尿処理施設

型 式	直接脱水・希釈下水道放流		
処 理 能 力	151kℓ／日	〔	生 し 尿 13 kℓ／日
			浄化槽汚泥 138 kℓ／日
工 期	着 工	令和2年6月	
	竣 工	令和4年6月	
事 業 費	2,304,278 千円		
受 入 区 域	半田市、常滑市、武豊町		

(3) 知多南部広域環境組合

知多南部広域環境センター【愛称：ゆめくりん】

所在地 知多郡武豊町字一号地 11 番地 37
(TEL 0569-84-1007)

構成市町 半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町

共同業務 ごみ焼却施設、ごみ中継施設及び粗大・不燃ごみ処理施設の
設置及び管理

分担率 施設設置 均等割 10/100 人口割 90/100
施設管理 搬入量割 100/100

① 熱回収施設

型 式 ストーカ方式
処理能力 283 t / 日

② 不燃粗大ごみ処理施設

形 式 回転粉碎方式
処理能力 14 t / 5 h

事業費 19,032,840 千円

竣工 令和4年3月31日

5. 予算及び決算

(1) 令和5年度予算

歳出	1,432,541千円
----	-------------

I 清掃総務費	78,925千円
---------	----------

1. 報酬等	6,220千円
1) 清掃総務事務会計年度任用職員 4人	6,220 円
2. 人件費	71,820千円
3. 清掃総務事務費	769千円
1) 清掃総務事務費	769 円
4. 負担金	116千円
1) 全国都市清掃会議負担金	92 円
2) ごみゼロ社会推進あいち県民会議負担金	24 円

II 塵芥処理費	1,102,627千円
----------	-------------

1. 報酬等	2,779千円
1) 不法投棄対策事業会計年度任用職員 3人	2,299 円
2) 高齢者等ごみ出し支援事業会計年度任用職員 3人	480 円
2. ごみ処理事業費	194,944千円
1) ごみ収集運搬委託料	183,354 円
2) 刈草・剪定枝処理委託料	11,550 円
3) 高齢者等ごみ出し支援事業費	40 円
3. 資源物等回収事業費	125,490千円
1) 資源物等回収事業費	80,935 円
2) プラスチック製容器包装資源化事業費	44,555 円
4. 公共施設の環境美化事業費	149千円
1) 公共施設の環境美化事業費	149 円
5. ごみ減量化推進事業費	130,729千円
1) 不法投棄対策事業費	1,778 円
2) 資源回収ステーション運営費	46,636 円
3) 生ごみ減量化推進費	1,818 円
4) 啓発活動費	1,725 円
5) 指定ごみ袋作成販売費	44,907 円
6) 刈草・剪定枝資源化事業費	33,865 円
6. ごみ処理管理費	22,678千円
1) ごみ集積場維持管理等経費	2,008 円
2) 最終処分場維持管理費	20,670 円

7. ごみ減量化推進基金積立金	9 1, 6 4 1 千円
1) ごみ減量化推進基金積立金	91, 641 千円
8. 負担金	5 3 4, 2 1 7 千円
1) 常滑武豊衛生組合分担金	261, 242 千円
2) 知多南部広域環境組合分担金	272, 975 千円

Ⅲ し尿処理費	2 5 0, 9 8 9 千円
1. し尿処理事業費	4 3, 7 8 1 千円
1) し尿収集運搬委託料	43, 781 千円
2. し尿処理管理費	1, 5 1 3 千円
1) 汲取券取扱手数料	1, 348 千円
2) し尿処理経費	165 千円
3. 負担金	1 7 8, 3 4 6 千円
1) 中部知多衛生組合分担金	178, 303 千円
2) 愛知県合併処理浄化槽普及促進協議会負担金	43 千円
4. 補助金	2 7, 3 4 9 千円
1) 合併処理浄化槽設置費補助金	27, 349 千円

(2) 令和4年度決算

歳出	9 3 0, 0 3 5 千円
-----------	------------------------

I 清掃総務費	7 2, 1 9 7 千円
1. 報酬等	3, 4 8 7 千円
1) 清掃総務事務会計年度任用職員 3人	3, 487 千円
2. 人件費	6 8, 0 0 2 千円
3. 清掃総務事務費	5 9 2 千円
1) 清掃総務事務費	592 千円
4. 負担金	1 1 6 千円
1) 全国都市清掃会議負担金	92 千円
2) ごみゼロ社会推進あいち県民会議負担金	24 千円

Ⅱ 塵芥処理費	6 7 2, 1 6 4 千円
1. 報酬等	1, 7 8 1 千円
1) 不法投棄対策事業会計年度任用職員 4人	1, 580 千円
2) 高齢者等ごみ出し支援事業会計年度任用職員 4人	201 千円
2. ごみ処理事業費	1 8 8, 0 6 0 千円
1) ごみ収集運搬委託料	176, 231 千円
2) 刈草・剪定枝処理委託料	10, 567 千円

3) 高齢者等ごみ出し支援事業費	1,262 千円
3. 資源物等回収事業費	121,975 千円
1) 資源物等回収事業費	78,746 千円
2) プラスチック製容器包装資源化事業	43,229 千円
4. 公共施設の環境美化事業費	419 千円
1) 公共施設の環境美化事業費	419 千円
5. ごみ減量化推進事業費	114,309 千円
1) 不法投棄対策事業費	842 千円
2) 資源回収ステーション運営費	45,196 千円
3) 生ごみ減量化推進費	1,667 千円
4) 啓発活動費	1,035 千円
5) 指定ごみ袋作成販売費	35,066 千円
6) 刈草・剪定枝資源化事業費	30,503 千円
6. ごみ処理管理費	19,028 千円
1) ごみ集積場維持管理等経費	871 千円
2) 最終処分場維持管理費	18,157 千円
7. ごみ減量化推進基金積立金	90,293 千円
1) ごみ減量化推進基金積立金	90,293 千円
8. 負担金	136,299 千円
1) 常滑武豊衛生組合分担金	49,621 千円
2) 知多南部広域環境組合分担金	86,678 千円

Ⅲ し尿処理費	185,674 千円
1. し尿処理事業費	43,780 千円
1) し尿収集運搬委託料	43,780 千円
2. し尿処理管理費	1,194 千円
1) 汲取券取扱手数料	1,194 千円
3. 負担金	111,135 千円
1) 中部知多衛生組合分担金	111,095 千円
2) 愛知県合併処理浄化槽普及促進協議会負担金	40 千円
4. 補助金	29,565 千円
1) 合併処理浄化槽設置費補助金	29,565 千円

6. ごみ処理事業

(1) 分別収集 4 大区分 21 分別

4 大 区 分	I もえる ごみ	II もえない ごみ	III 資 源 物	IV 粗大ごみ
21 分 別	①もえるごみ	②もえないごみ ③コード・針金類 ④陶器・ガラス類	⑤アルミ缶 ⑬ダンボール ⑥スチール缶 ⑭紙パック ⑦茶色びん ⑮その他紙類 ⑧無色透明びん ⑯布類 ⑨その他びん ⑰ペットボトル ⑩生きびん ⑱プラスチック製 ⑪新聞・折込 容器包装 みチラシ ⑲刈草・剪定枝 ⑫雑誌・本 ⑳小型家電類	㉑粗大ごみ

① 家庭系ごみ収集方式・収集回数

もえるごみ	ステーション方式	週 2 回
プラスチック製容器包装	ステーション方式	週 1 回
もえないごみ	コンテナボックスによるステーション方式	月 2 回
資源物	コンテナボックス等によるステーション方式	月 2 回
刈草・剪定枝	ステーション方式	月 1 回 (6 月～11 月)

② 委託収集 (家庭系ごみ)

もえるごみ (週 2 回)

月・木 地区	矢田、久米、青海山、榎戸、多屋、奥条、市場、 山方、保示、熊野、苅屋、小鈴谷、広目、坂井
火・金 地区	前山、石瀬、宮山、小倉、大野、西之口、蒲池、 北条、瀬木、樽水、西阿野、古場、桧原、大谷

プラスチック製容器包装 (週 1 回)

水	矢田、久米、前山、石瀬、宮山、青海山、小倉、大 野、西之口、蒲池、榎戸、多屋、北条、瀬木、奥条
木	樽水、西阿野、熊野、古場、桧原、苅屋
金	市場、山方、保示、大谷、小鈴谷、広目、坂井

もえないごみ・資源物（月２回）

	第１・３曜日	第２・４曜日
月	矢田、久米、前山	奥条、北条地区の一部のマンション
火	蒲池、瀬木	北条
水	樽水、西阿野、熊野、古場、桧原、荏屋	市場、山方、保示、大谷、小鈴谷、広目、坂井
木	小倉、大野	石瀬、宮山、青海山、西之口
金	榎戸	多屋

刈草・剪定枝（月１回・６～１１月）

	月曜日	木曜日
第１週	樽水、西阿野、熊野、古場、桧原、荏屋	矢田、久米、前山、奥条、北条地区の一部のマンション
第２週	市場、山方、保示、大谷、小鈴谷、広目、坂井	蒲池、瀬木
第３週	石瀬、宮山、青海山、小倉、大野、西之口	北条
第４週	榎戸、多屋	

収集車両及び作業人員

R5. 3. 31 現在

車両区分	最大積載量 (t)	車両台数	作業人員
プレスバック	2. 0	5	23 人
プレスバック	2. 2	8	
プレスバック	2. 5	2	
ダンプ車	2. 0	2	
軽四ダンプ車	0. 3 5	1	
平ボディトラック	1. 0	1	
平ボディトラック	1. 5	1	
平ボディトラック	2. 0	1	
軽トラック	0. 3 5	1	

（２）持込ごみ（自己搬入、許可業者）

◎自己搬入

① 知多南部広域環境センター（ゆめくりん）

【搬入できるもの】

・もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ

・商店、工場、事務所、飲食店から出る事業系一般廃棄物

※ゆめくりんの受入基準に適合しないものは搬入不可

【処理手数料】

・家庭系一般廃棄物：100 円／10kg

・事業系一般廃棄物：200 円／10kg

【搬入受付時間】

・月～金曜日 8:30～11:30、13:00～16:00

・土曜日 8:30～11:30（事業系一般廃棄物は平日のみ搬入可能）

・日曜日・年末年始は休み

② 一般廃棄物最終処分場

【搬入できるもの】

家庭から出る土砂、コンクリートガラ、陶器、ガラスなど

※事業系廃棄物の受入はしていません。

【受入時間】

・水・土曜日 9:00～11:30、13:00～15:30

・祝日・年末年始は休み

※搬入前に市役所生活環境課で申請し、許可証が必要。

③ 資源回収ステーション(平成 23 年 12 月 10 日開設/平成 26 年 12 月 1 日移設)

【搬入できるもの】

資源物、もえないごみ、陶器・ガラス類、家庭用パソコン、プラスチック製容器包装、家電製品(布製の家電、家電 4 品目を除く)、粗大ごみ(金属製・木製)、食用油、鉱物油(エンジンオイル)、バッテリー、刈草・剪定枝、スプリング入りマットレス

【受入時間】

・金・土・日・月・火曜日 8:30～11:30

・年末年始は休み

◎許可業者

④ 家庭系一般廃棄物収集運搬許可業者

・市の許可を受けた収集運搬業者に直接依頼

許可業者一覧（5 社）

R5. 3. 31 現在／50 音順

業 者 名	所在地	電話番号
(株) テ ク ア	常 滑 市	0569-35-3817
(公社) 常滑市シルバー人材センター	常 滑 市	0569-89-7722
中 野 建 材	常 滑 市	0569-34-4968
(有) マ ル ハ チ	常 滑 市	0569-42-2976
(有) 藁重紙プレスセンター	常 滑 市	0569-43-4135

⑤ 事業系一般廃棄物収集運搬許可業者

- ・知多南部広域環境センターに自己搬入するか、市の許可を受けた収集運搬業者に直接依頼

許可業者一覧 (31 社)

R5. 3. 31 現在／50 音順

業 者 名	所在地	電話番号
(株) あおき環境開発	半 田 市	0569-27-5436
(有) あおき造園土木	半 田 市	0569-27-5856
(株) アグメント	阿久比町	0569-48-3594
市田建設 (株)	常 滑 市	0569-34-6644
(有)伊藤運送	常 滑 市	0569-43-8010
岩田商店	常 滑 市	0569-34-7043
(有) ウイックス	美 浜 町	0569-87-0158
(株) 榊原環境	半 田 市	0569-21-4885
サンエイ (株)	刈 谷 市	0569-38-7500
サンスイサービス (株)	名古屋市	052-622-0947
サンレー交通 (株)	常 滑 市	0569-36-0930
(有) シービック	美 浜 町	0569-87-3131
(有) 知多ホーム	常 滑 市	0569-34-8187
中部資材 (株)	名古屋市	052-652-6272
(株) テクア	常 滑 市	0569-35-3817
トーエイ (株)	東 浦 町	0562-83-3880
(公社) 常滑市シルバー人材センター	常 滑 市	0569-89-7722
中野建材	常 滑 市	0565-33-2468
(株) 西山商店	名古屋市	052-692-2393
福田三商 (株)	名古屋市	052-825-2111
(株) 富士商行	春日井市	0568-82-0789
ホームックス(株)	豊 田 市	0565-33-2468
(有) 丸直運送	常 滑 市	0569-35-3000
(有) マルハチ	常 滑 市	0569-42-2976
(有) 皆貴	半 田 市	0569-24-6646
(株) 三四四	知 多 市	0562-55-9050
(株) メイホーエコロジー	半 田 市	0569-23-3003
(株) ユニオンサービス	名古屋市	052-623-5342
(有) 渡邊運輸	常 滑 市	0569-34-5825
(有) 藁重紙プレスセンター	常 滑 市	0569-43-4135
岩田清掃	瀬 戸 市	0561-21-0006

(3) ごみ収集状況

(単位：t)

年 度			H30	R1	R2	R3	R4
収集人口（年度末）			59, 135	59, 407	58, 781	58, 477	58, 472
家庭系（み	収集	可燃物	9, 128	9, 330	9, 240	9, 054	8, 899
		不燃物	196	210	228	259	243
		資源物	3, 116	3, 444	3, 794	3, 633	3, 614
	持込	可燃物	474	567	648	658	405
		不燃物	436	448	483	546	257
公 共		可燃物	232	202	208	239	106
		不燃物	122	133	36	42	2
事 業 系		可燃物	8, 862	9. 356	6, 136	6, 006	5, 586
		不燃物	138	147	92	19	10
合 計			23, 702	22, 705	23, 837	20, 865	19, 122

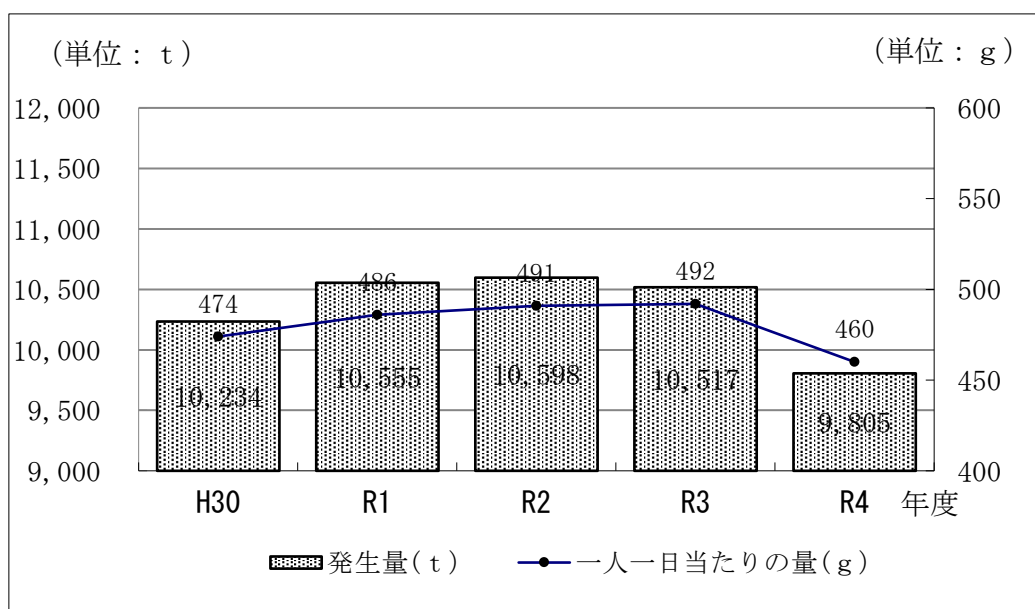
◎ 1人1日当たりのごみ排出量（資源ごみを除く家庭ごみ） (単位：g)

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
排出量	474	486	491	492	460

1人当たりにかかるごみ処理費用

9,951円

◎家庭ごみ（資源物を除く）発生量の推移



◎可燃物の組成率

(単位：％)

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
紙・布類	50.1	52.4	49.1	50.3	52.2
ビニール・合成樹脂・皮革類	25.1	24.5	25.9	24.9	14.0
木・竹・わら類	11.6	10.0	9.5	12.1	17.7
厨芥類（生ごみ）	8.9	8.8	11.6	9.8	6.9
不 燃 物 等	4.3	4.3	3.9	2.9	9.3

※H30～R3 常滑武豊衛生組合調べ

※R4 知多南部広域環境組合調べ

7. ごみ減量化推進事業

(1) ごみの分別収集

平成9年4月1日から「容器包装リサイクル法」がスタートし、消費者（分別排出）・市町村（分別収集）・事業者（再商品化）それぞれの責任が明確化されました。

本市では、平成5年11月からごみの分別収集地区を拡大し、平成10年10月をもって、市内全域での実施となりました。

また、平成11年11月から市内一斉にペットボトルの分別収集を実施し、さらに、平成18年2月から市内一斉にプラスチック製容器包装と紙製容器包装の分別収集を開始し、「容器包装リサイクル法」に定められた全品目のリサイクルを実施することになりました。

さらに、平成27年7月から刈草・剪定枝の分別収集を開始しました（1年のうち6ヶ月間実施）。

◎資源化実績（地区収集＋資源回収ステーション）（単位：t）

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
新聞	445	413	364	401	377
雑誌	206	213	220	193	178
ダンボール	168	176	194	195	190
紙パック	10	11	13	13	12
布類	95	106	123	119	105
アルミ缶	41	40	46	45	44
スチール缶	14	13	14	11	11
びん類	279	281	303	339	409
ペットボトル	94	90	103	122	103
プラスチック製容器包装	426	424	445	441	437
その他紙類	234	230	207	215	202
刈草・剪定枝	568	900	1,091	905	934
金属類	287	304	299	278	257
小型家電	65	80	148	154	155
パソコン	16	0	0	0	0
木製家具	162	157	215	193	184
その他※	6	7	8	8	8
合 計	3,116	3,444	3,794	3,632	3,632

※平成30年度は、回収ボックス(使用済小型家電)80kg、食用油 810kg、鉱物油 1,400kg、バッテリー3,420kg を資源化

※令和元年度は、回収ボックス(使用済小型家電)140kg、食用油 1,240kg、鉱物油 1,700kg、バッテリー3,690kg を資源化

※令和2年度は、食用油 910kg、鉱物油 1,950kg、バッテリー5,020kg を資源化

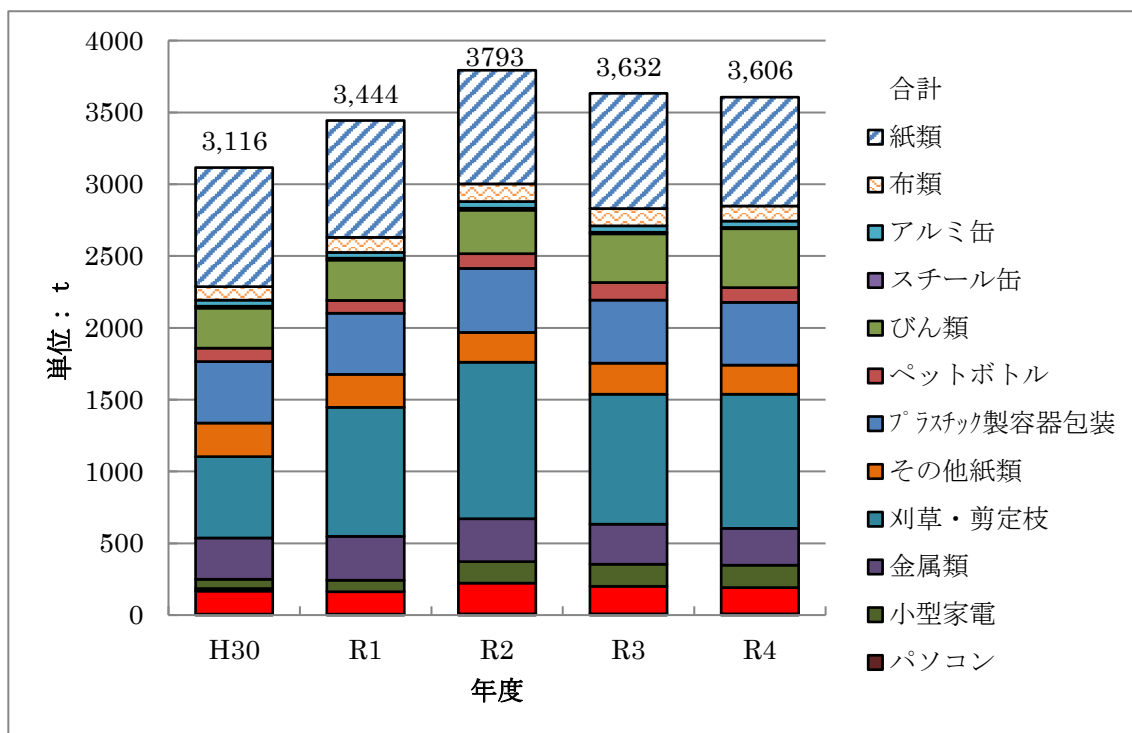
※令和3年度は、食用油 1,400kg、鉱物油 2,300kg、バッテリー4,480kg を資源化

※令和4年度は、食用油 950kg、鉱物油 2,450kg、バッテリー4,240kg を資源化

◎分別収集開始年度

年 度	実施地区
5	大野北、大野南、宮山、石瀬
6	西之口、小倉、市場、保示
7	蒲池、熊野、古場、坂井、広目、山方
8	小鈴谷、西阿野、榎戸、奥条
9	苅屋、大谷、樽水、瀬木、多屋
10	北条、矢田、久米、前山、桧原

◎資源物回収量の推移



(2) 指定ごみ袋制（もえるごみ）

ごみの分別収集を実施した結果、ごみに対する市民の意識が高まり、大部分のごみ収集場所はきれいになってきました。

しかし、中の見えない黒色の袋などで出されるものに、びんや缶などの資源物やもえないごみが少なからず含まれています。このようなことから、更なるもえるごみの減量と分別収集の徹底、そしてごみ出しマナー向上を図るために、平成 12 年 10 月から指定ごみ袋制を導入しました。

また、ごみ量の少ない高齢者世帯や単身世帯向けに、平成 26 年 4 月 1 日から特小袋（10ℓ）を導入しました。

(3) 家庭ごみ有料化

平成 24 年 10 月から、市民がもえるごみを各集積場に出す際に使用する指定ごみ袋代金に、手数料を上乗せする方法で家庭ごみの有料化を実施しています。

販売価格

種 類	単 位	価 格
大（45ℓ）	1 ロール （10 枚入り）	500 円
中（30ℓ）		300 円
小（20ℓ）		200 円
特小（10ℓ）		100 円

(4) 資源ごみ回収団体報奨金制度

平成 4 年度からごみの減量と資源の有効利用並びに市民のごみに対する認識を深めるため、資源ごみ回収団体の活動に対し報奨金を交付しています。

子供会等概ね 20 人以上の資源ごみ回収団体に対し、1 kg につき 4 円を補助しています。（平成 21 年度までは 1 kg につき 5 円）

◎実績

（単位：t）

年度	交付団体数	古紙	布類	アルミ缶	スチール缶	紙パック	金属類	合計
H30	63	601	26	12	1	8	7	655
R1	60	549	26	13	1	9	3	601
R2	49	372	17	8	1	6	1	405
R3	49	393	16	8	1	5	1	424
R4	50	444	15	9	1	6	1	476

(5) 生ごみ減容機器設置報奨金制度

平成 5 年度からごみ減量化対策の一環として、家庭から出る生ごみの自家処理を促進するため、市内在住の方が市内の販売店で生ごみの減容機器の購入をした場合に報奨金を交付しています。

【交付対象機器】

①コンポスト

底部がなく水分が地中に浸透する地上設置型の生ごみ肥料化容器

②EMぼかし容器

EM菌を使用し、生ごみを堆肥化するための密閉された容器

③キエーロ

土の中のバクテリアにより生ごみが分解されてなくなる処理容器

④電動式生ごみ処理機

電気乾燥等により生ごみを減量させる機器

【交付額】

年度	H30	R1	R2	R3	R4
コンポスト	上限 4,000 円				
EMぼかし容器	上限 4,000 円				
キエーロ	上限 10,000 円				
電動式生ごみ処理機	上限 32,000 円				

※いずれも 100 円未満は切り捨て

※コンポスト、EMぼかし容器、キエーロは購入金額の 2/3 まで、電動式は 1/2 まで。

※コンポスト、EMぼかし容器は 1 世帯 2 基まで、キエーロ、電動式は 1 世帯 1 基まで。(平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 6 月 15 日まではコンポスト、EMぼかし容器も 1 世帯 1 基まで)

◎実績

(単位：基)

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
コンポスト	31	17	28	23	35
EMぼかし容器	17	17	9	15	14
キエーロ	8	5	13	5	13
電動式	10	11	20	11	15
合 計	66	50	70	54	77

(6) アスパの無料配布

平成 6 年度から生ごみの減量化に役立てるため、生ごみから悪臭を取り除き有機肥料に変える「アスパ」を無料配布しています。

◎実績

(単位：袋)

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
袋 数	16,050	16,800	13,500	14,787	15,000

(7) 常滑市公共施設養子縁組制度（アダプト・プログラム）

平成 17 年 11 月から市内の公園、道路、海岸などの公共施設の美化、保全のため、市民や企業が里親となり公共施設を養子にみたと、ボランティアで管理していただく制度を実施しています。

◎登録団体数及び登録者数

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
登録団体数	110	111	119	151	161
登録者数(人)	6,014	6,020	6,068	6,564	7,043

(8) 資源回収ステーションでの資源回収

地区で月 2 回行っている分別収集にもえないごみ・資源物を出すことができない市民向けに、平成 23 年 12 月から資源回収ステーションを開設しています。

平成 25 年 5 月から使用済小型家電を、9 月からパソコンを回収品目に追加し、平成 26 年 12 月からは場所を移設するとともに、開設日を週 5 日間に拡充しました。拡充に伴い、プラスチック製容器包装、金属製粗大ごみ、食用油、鉱物油、バッテリーを回収品目に追加しました。さらに、平成 28 年度 7 月からは木製粗大を回収品目に追加し、平成 30 年度 4 月からはその他紙類、刈草・剪定枝も回収品目に追加し、利便性向上を図っています。

◎回収実績

(単位：t)

年 度	新聞	雑誌	ダンボール	紙パック	その他紙類	布類	アル缶	スチール缶	びん類
H30	77.1	70.6	46.0	2.7	54.7	39.4	10.3	2.2	58.4
R1	81.8	78.9	54.5	2.5	61.1	47.8	9.9	2.2	68.8
R2	78.0	80.4	63.1	3.5	61.3	59.2	12.5	3.7	94.4
R3	82.7	73.4	60.8	3.5	65.5	57.8	13.3	1.9	142.2
R4	81.8	69.3	64.2	3.4	66.8	49.5	13.1	1.8	216.3

年 度	ペットボトル	もえないごみ	陶器・ガラス類	小型家電	パソコン	プラスチック製容器包装	木製粗大	刈草・剪定枝	その他※	合計
H30	16.4	106.4	111.7	65.4	16.3	18.8	162.2	500.3	5.6	1,364.5
R1	15.7	128.3	133.2	80.0	—	19.9	156.9	827.7	6.6	1,775.8
R2	22.0	145.1	163.6	107.7	—	23.1	215.3	1014.1	7.9	2,154.9
R3	24.4	130.6	151.2	102.0	—	24.2	193.0	831.7	8.2	1,966.4
R4	24.7	130.7	152.3	106.1	—	26.6	184.0	851.7	7.6	2049.8

※平成 30 年度は、食用油 810kg、鉱物油 1,400kg、バッテリー 3,420kg を回収

※令和元年度は、食用油 1,240kg、鉱物油 1,700kg、バッテリー 3,690kg を回収

※令和 2 年度は、食用油 910kg、鉱物油 1,950kg、バッテリー 5,020kg を回収

※令和３年度は、食用油 1,400kg、鉱物油 2,300kg、バッテリー4,480kg を回収

※令和４年度は、食用油 950kg、鉱物油 2,450kg、バッテリー4,240kg を回収

8. し尿・浄化槽処理事業

(1) 収集体制

市内の2業者（委託業者）により、定期及び随時収集します。

業 者 名	所在地	電話番号
(株) テ ク ア	常 滑 市	0569-35-3817
(有) マ ル ハ チ	常 滑 市	0569-42-2976

(2) 汲取料金

従量制 36ℓにつき 240 円（平成 18 年 6 月 1 日改正）

※仮設トイレにおいては 18ℓにつき 240 円（平成 29 年 4 月 1 日改正）

(3) 収集車両及び作業人員

R5. 3. 31 現在

車両区分	最大積載量 (kℓ)	車両台数(台)	作業人員
バキューム車	1.8	5	} 16 人
	3.0	5	
	3.7	1	
	10.0	3	

(4) し尿及び浄化槽汚泥収集処理状況

(単位：kℓ)

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
し 尿	2,604	2,144	1,938	1,860	1,785
浄化槽汚泥	22,907	23,314	22,910	23,394	22,407
計	25,511	25,458	24,848	25,254	24,192

(5) 合併処理浄化槽設置整備事業補助金

下水道の整備予定時期が当面先の区域の生活排水対策として、トイレの汚水だけでなく、台所やお風呂等の雑排水も処理することのできる合併処理浄化槽の設置を促進するため、平成 28 年度から設置費の一部を補助します。さらに、令和元年度からは、単独処理浄化槽の撤去費及び合併処理浄化槽設置に伴う宅内配管工事費の補助も実施しています。

◎実績

年度	H30	R1	R2	R3	R4
基数	57	66	94	91	76
金額(千円)	12,757	23,012	44,742	37,450	29,565